

おんじゅくまち

2021 高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

＜ 概要 ＞

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

- ◎ 本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置づけられる計画で、両計画を一体のものとして策定します。
- ◎ また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」についても、本計画の中に位置づけます。

(2) 各種計画との関係

- ◎ 本計画は、御宿町のまちづくりの最上位計画である「第4次御宿町総合計画」を踏まえ、その他の関連計画等と調和・連携する計画とします。

(3) 計画期間

- ◎ 計画期間は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和5(2023)年度を目標年度とする3か年計画とします。

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
			本計画期間			団塊の世代が75歳			団塊ジュニア世代が65歳以上に
高齢者保健福祉計画			高齢者保健福祉計画 (老人福祉法)			高齢者保健福祉計画			高齢者福祉計画
第7期介護保険事業計画			第8期介護保険事業計画 (介護保険法)			第9期介護保険事業計画			介護保険事業計画

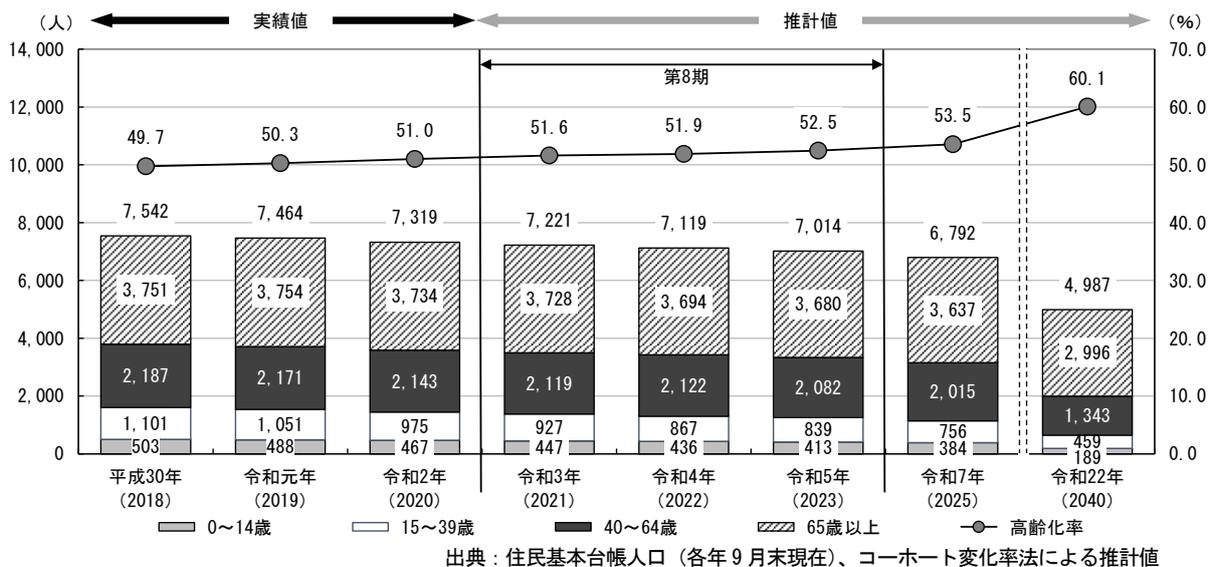
(3) 日常生活圏域の設定

- ◎ 本町においては、各事業所等から町内全域にサービスや事業を行っていることから、これまでに引き続き、町全域を1圏域として日常生活圏域を設定します。

2 本町の現状と見通し

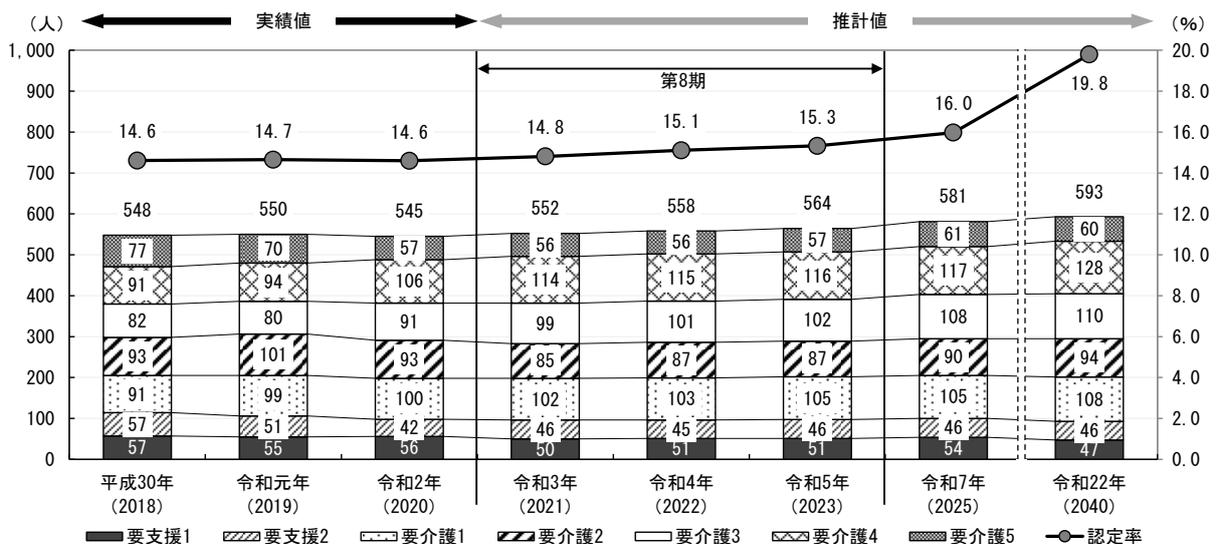
(1) 総人口・高齢化率の見込み

- ◎ 本町の総人口・高齢者人口を住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法により推計すると、総人口は減少傾向が続き、第8期計画最終年の令和5（2023）年には7,014人となる見込みです。
- ◎ 65歳以上の高齢者人口は、令和元（2019）年の3,754人をピークに減少に転じることが予想され、令和5（2023）年には3,680人となる見込みです。高齢者数の減少に対し、総人口の減少が大きいため、高齢化率は年々上昇する見込みになっており、令和5（2023）年の高齢化率は52.5%と推計されています。



(2) 要支援・要介護認定者数の見込み

- ◎ 要支援・要介護認定者数、認定率ともに上昇が見込まれ、令和5（2023）年度には要支援・要介護認定者数が564人、要介護認定率は15.3%となる見込みです。



3 基本的な考え方

(1) 基本理念

◎ 本町に暮らす高齢者が、それぞれの意欲や心身の状況に応じて生きがいを持ちながら安心して暮らすことができ、また、高齢者に対して敬愛の念を持ち、お互いに助け合う地域づくりを推進するため、本計画を推進し、施策を展開するにあたっての基本理念を以下のとおりとします。

1 高齢者の自立支援

高齢者自身が本人の意思に基づき、自らの有する能力を最大限生かしながら、自立した質の高い生活を送ることができるよう、きめ細かな支援の充実を図ります。また、高齢者が生活環境の変化に対応し、地域で生活できる体制を検討します。

2 尊厳の保持と権利擁護

住み慣れた地域でその人らしく安心して生活を送ることができるよう、すべての高齢者の尊厳と権利が守られるための体制の強化を図ります。

3 サービス提供体制の充実

利用者が安心してサービス提供を受けることができるよう、サービスを必要とする人が適切にサービスを選択することができる体制の充実とサービス水準の確保・向上を図ります。

4 地域における支え合い

令和7(2025)年及び令和22(2040)年における超高齢社会を見据え、高齢者自身も支える側として活動しつつ、地域全体で見守り、支え合う体制づくりを支援します。

(2) 基本方針

高齢者施策の基本理念に基づき、社会情勢や各種制度等の動向を踏まえ、本計画を策定するにあたっての基本方針(目指す姿・方向性)を以下に示します。

1 生涯活躍のまちの推進

本町に暮らす高齢者が、仕事や趣味、自己啓発からスポーツ・健康づくり、各種サークル活動、まちづくりやコミュニティ活動など、様々な場面で多世代と交流しながら、生涯にわたり活躍し、心身ともに健康で、いつまでも安心していきいきと暮らせるまちを目指します。

2 地域共生社会の実現

年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりが持つ個性や能力を発揮し、誰もが安心して自分らしく暮らしていくことができるために、これまでの「支える側」と「支えられる側」といった画一的な支援ではなく、地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながりながら、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

3 持続可能な介護保険事業の運営

社会に定着し高齢者自身や、介護家族を支える大きな役割を担っている介護保険制度を持続可能なものとするため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かなサービスが提供される体制の強化と基盤の確保に努めるとともに、自立支援、重度化防止並びに介護給付費等の適正化に取り組むなど、適正な介護保険事業の運営を推進します。

(3) 計画の体系

本計画における計画の体系は以下のとおりです。

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の自立支援 ○尊厳の保持と権利擁護 ○利用者本位のサービス提供 ○地域における支え合い 			
基本方針	○生涯活躍のまちの推進	○地域共生社会の実現	○持続可能な介護保険事業の運営	
Ⅰ 高齢者保健福祉計画	1 高齢者の健康づくりの推進	1 生きがいづくりの推進	2 保健サービスの充実	
	2 生活支援サービスの充実	1 在宅生活支援の充実	2 安心して暮らせる住まいの確保	
		3 権利擁護の推進	4 認知症施策の充実	
		5 安全・安心なまちづくりの推進		
Ⅱ 介護保険事業計画	1 地域支援事業の推進	1 地域包括支援センターの機能強化	2 介護予防・日常生活支援総合事業	
		3 包括的支援事業		
	2 介護保険サービス見込み量の推計	1 在宅サービスの見込み量	2 地域密着型サービスの見込み量	
		3 施設サービスの見込み量		
	3 介護保険事業の適正な運営	1 サービスの円滑な利用の促進		
		2 質の高いサービス基盤の確保		
		3 介護保険事業費の推計		
4 介護保険料の算定				

4 高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉計画における施策・取組を以下のとおり推進します。

1 高齢者の健康づくりの推進	<p>(1) 生きがいづくりの推進</p> <p>高齢者一人ひとりが持つ意欲や知識、技術などを発揮できる環境づくりを推進するとともに、その経験や能力を生かし、地域活動の担い手となることで生涯にわたる生きがいの形成につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生きがい対策支援事業 ● 老人クラブ活動の支援 ● 生涯学習の推進 ● 活動・交流拠点の整備・活用
	<p>(2) 保健サービスの充実</p> <p>病気に対する早期発見・早期治療を促進するとともに、高齢者が主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康診査・各種検診 ● 予防接種 ● 健康相談 ● 訪問指導 ● 健康教育 ● 健康づくり事業
2 生活支援サービスの充実	<p>(1) 在宅生活支援の充実</p> <p>高齢者のみの世帯や一人暮らし世帯の増加等により高齢者の社会的な孤立が懸念されます。そうした不安を払拭し、高齢者が安心して在宅で暮らすことができるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かなサービスの充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急通報装置設置事業 ● 交通手段の確保 ● 生活管理指導員派遣事業 ● 生活管理指導短期宿泊事業 ● 寝具乾燥消毒サービス事業 ● 配食サービス（さわやか配食） ● ふれあい会食会 ● 各種資金貸付制度 ● 福祉機器の貸し出し ● ゆうあい号の貸し出し ● ほっとサロン ● 紙おむつ配布事業 ● 紙おむつ用ごみ袋支給事業 ● 救急医療情報キット配布事業 ● 声の広報／音声サービス ● 日常生活自立支援事業 ● 心配ごと相談所 ● 地域のなかで日常生活を維持できる支援体制の整備
	<p>(2) 安心して暮らせる住まいの確保</p> <p>高齢化率の高い本町において、高齢者が地域で生活を送るための基盤として、住まいの確保は重要となることから、誰もが地域で安心して暮らし続けることができる生活の場を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 養護老人ホーム ● 軽費老人ホーム・ケアハウス ● サービス付き高齢者向け住宅等の整備促進
	<p>(3) 権利擁護の推進</p> <p>一人ひとりの人権が守られ、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者の権利と尊厳を守るための対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者虐待の防止 ● 権利擁護事業の利用促進 ● 御宿町成年後見制度利用促進基本計画
	<p>(4) 認知症施策の充実</p> <p>認知症予防に取り組み、認知症になっても安心して暮らしていくことができる地域の実現を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」の視点で施策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症総合支援事業 ● 認知症に対する理解促進 ● 高齢者見守りネットワーク ● 千葉県オレンジ連携シート
	<p>(4) 安全・安心なまちづくりの推進</p> <p>災害時の避難支援や感染症対策を含めた安全な避難生活を確保するとともに、高齢者等を対象とした防犯・交通安全対策により、安全で安心して暮らしていける地域づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時避難体制の強化と防災・減災に向けた情報提供の充実 ● 防災登録 ● 交通安全・防犯対策の推進

5 介護保険事業計画

(1) 地域支援事業の推進

① 高齢者の自立支援

- ◎ 地域包括ケア体制の中核となる地域包括支援センターの機能強化を図りつつ、「認知症初期集中支援チーム」や「地域ケア会議」等の取組を通して、医療や介護、社会福祉法人、民間事業所、ボランティア団体、行政等の多職種による関係機関との連携を強化し、地域課題の抽出や個別課題の解決に取り組みます。

② 介護予防・日常生活支援総合事業

- ◎ 住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、介護予防と地域での支え合い体制づくりを推進します。

③ 包括的支援事業

- ◎ 高齢者が住み慣れた地域で健康を維持しながら、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターを中心とした包括的な支援を推進します。

(2) 介護予防給付に係るサービス量の見込み

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
◎介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	回数 (回/月)	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0
介護予防訪問看護	回数 (回/月)	28	28	28
	人数 (人/月)	3	3	3
介護予防訪問リハビリテーション	回数 (回/月)	3	3	3
	人数 (人/月)	2	2	2
介護予防居宅療養管理指導	人数 (人/月)	5	5	5
介護予防通所リハビリテーション	人数 (人/月)	10	10	10
介護予防短期入所生活介護	日数 (日/月)	14	14	14
	人数 (人/月)	2	2	2
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日数 (日/月)	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日数 (日/月)	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日数 (日/月)	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数 (人/月)	17	17	17
特定介護予防福祉用具購入費	人数 (人/月)	1	1	1
介護予防住宅改修	人数 (人/月)	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人数 (人/月)	14	14	14
◎地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回数 (回/月)	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数 (人/月)	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数 (人/月)	0	0	0
◎介護予防支援	人数 (人/月)	25	25	26

(3) 介護給付に係るサービス量の見込み

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
◎居宅サービス				
訪問介護	回数(回/月)	2,189	2,215	2,135
	人数(人/月)	102	104	105
訪問入浴介護	回数(回/月)	81	81	81
	人数(人/月)	13	13	13
訪問看護	回数(回/月)	254	261	264
	人数(人/月)	24	24	24
訪問リハビリテーション	回数(回/月)	180	180	180
	人数(人/月)	11	11	11
居宅療養管理指導	人数(人/月)	55	55	55
通所介護	回数(回/月)	661	659	666
	人数(人/月)	67	67	68
通所リハビリテーション	回数(回/月)	276	278	279
	人数(人/月)	39	39	39
短期入所生活介護	日数(日/月)	623	619	613
	人数(人/月)	36	36	36
短期入所療養介護(老健)	日数(日/月)	40	40	40
	人数(人/月)	4	4	4
短期入所療養介護(病院等)	日数(日/月)	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日/月)	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人/月)	154	157	157
特定福祉用具購入費	人数(人/月)	3	3	3
住宅改修費	人数(人/月)	2	2	2
特定施設入居者生活介護	人数(人/月)	48	48	50
◎地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人/月)	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数(人/月)	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回/月)	330	330	341
	人数(人/月)	39	39	40
認知症対応型通所介護	回数(回/月)	39	39	39
	人数(人/月)	2	2	2
小規模多機能型居宅介護	人数(人/月)	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人数(人/月)	7	7	7
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人/月)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人/月)	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人/月)	0	0	0
◎施設サービス				
介護老人福祉施設	人数(人/月)	91	92	125
介護老人保健施設	人数(人/月)	39	39	39
介護医療院	人数(人/月)	0	0	0
介護療養型医療施設	人数(人/月)	2	2	2
◎居宅介護支援	人数(人/月)	221	225	227

(4) サービスの円滑な利用の促進

① サービスの円滑な提供

- ◎ 要介護等認定申請からサービス利用までが迅速かつ円滑に提供できるよう関係機関との綿密な連携や利用者や家族がサービス利用までに混乱しないよう、制度の利用について、わかりやすく周知することに努めます。

② 制度の普及啓発

- ◎ 保健事業や食生活改善会、介護予防サポーター養成講座、介護に関する入門的研修、介護予防教室関係でも介護保険制度に関する講義を実施しており、引き続き、介護保険制度の住民への普及啓発に努めます。

③ 利用者負担の軽減

- ◎ 低所得等を理由に適正なサービスを受けられないことがないよう、利用者負担の減免制度の周知に努め、利用促進を図るとともに、相談・申請に対する公正な判断及び迅速な対応に努めます。

(5) サービス基盤の確保

① サービス提供事業所への支援

- ◎ サービス提供事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努めるとともに、苦情相談対応の充実や事故防止に向けた適切な助言を行い、事業者のサービスの質の向上を支援します。また、介護現場の負担軽減のため、業務改善や事業所から町に提出する書類等の簡素化、情報通信技術（ICT）を活用した業務の効率化等の取組を総合的に推進します。

② 介護人材の確保

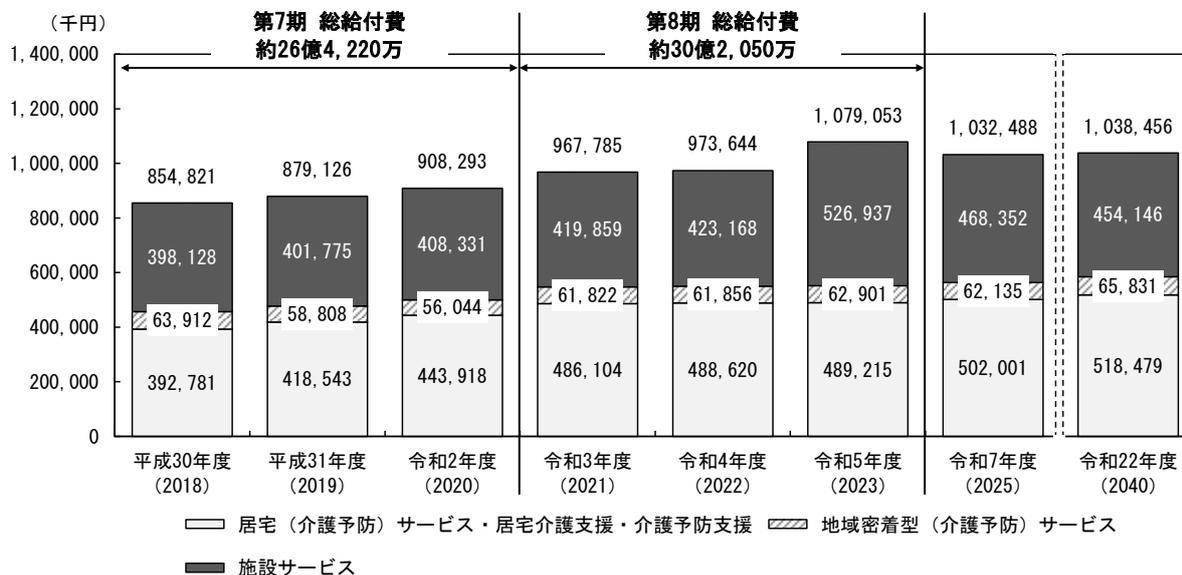
- ◎ 保健事業や食生活改善会、介護予防サポーター養成講座、介護に関する入門的研修、介護予防教室関係でも介護保険制度に関する講義を実施しており、引き続き、介護保険制度の住民への普及啓発に努めます。

③ 災害や感染症対策に係る体制整備

- ◎ 近年各地で被害が目立つ、台風や地震、感染症の流行など、地域や施設で生活するうえでのリスクの高まりに備え、事業所と連携のうえ、防災、感染症対策の周知啓発や訓練の実施、関係機関と連携した物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、県・近隣市町村・関係団体と連携した支援・応援体制の構築などを推進します。

(6) 給付費の推計

◎ 第8期計画期間中の介護サービスの事業量及び給付費は増加が続き、3年間で約30億2,050万円の給付費が見込まれます。



出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

(7) 事業費の見込み

◎ 保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、大きく標準給付費と地域支援事業費に分けられます。標準給付費は、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合算したものです。

第8期計画期間中の介護保険事業費の見込みは以下のとおりです。

(単位：円)

区分	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	合計
標準給付費計 (A)	1,032,460,477	1,035,844,312	1,141,923,370	3,210,228,159
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	967,785,000	973,644,000	1,079,053,000	3,020,482,000
特定入所者介護サービス費等給付額	38,112,404	35,652,013	36,036,563	109,800,980
高額介護サービス費等給付額	23,125,430	23,073,299	23,321,399	69,520,128
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,834,027	2,864,832	2,895,636	8,594,495
算定対象審査支払手数料	603,616	610,168	616,772	1,830,556
地域支援事業費 (B)	32,862,000	32,631,560	32,536,674	98,030,234
介護予防・日常生活支援総合事業費	15,578,000	15,505,194	15,475,214	46,558,408
包括的支援事業・任意事業	17,284,000	17,126,366	17,061,460	51,471,826
介護保険事業費 (A) + (B) (計)	1,065,322,477	1,068,475,872	1,174,460,044	3,308,258,393

(8) 第1号被保険者保険料の推計

◎ 第1号被保険者における第8期介護保険料基準額(月額)は、各種サービス量や給付費の見込み等に基づき、厚生労働省が運営している「地域包括ケア「見える化」システム」において算定作業を行い、第7期の5,500円から5,400円(-1.9%)となりました。

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
第1号被保険者数	3,728	3,694	3,680	11,102
前期(65～74歳)	1,682	1,586	1,485	4,753
後期(75歳～)	2,046	2,108	2,195	6,349
所得段階別加入割合補正後被保険者数	3,657	3,623	3,609	10,889
総給付費	967,785,000	973,644,000	1,079,053,000	3,020,482,000
特定入所者介護サービス費等給付額	38,112,404	35,652,013	36,036,563	109,800,980
高額介護サービス費等給付額	23,125,430	23,073,299	23,321,399	69,520,128
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,834,027	2,864,832	2,895,636	8,594,495
算定対象審査支払手数料	603,616	610,168	616,772	1,830,556
標準給付費見込額(A)	1,032,460,477	1,035,844,312	1,141,923,370	3,210,228,159
地域支援事業費(B)	32,862,000	32,631,560	32,536,674	98,030,234
第1号被保険者負担相当額(C)	245,024,170	245,749,451	270,125,810	760,899,430
調整交付金相当額(D)	52,401,924	52,567,475	57,869,929	162,839,328
調整交付金見込交付割合(E)	6.94%	6.98%	7.07%	
後期高齢者加入割合補正係数(F)	0.9334	0.9318	0.9288	
所得段階別加入割合補正係数(G)	0.9809	0.9806	0.9797	
調整交付金見込額(H)	72,734,000	73,384,000	81,828,000	227,946,000
財政安定化基金拠出金見込額(I)				0
財政安定化基金拠出率(J)		0.0000%		
財政安定化基金償還金				0
準備基金取崩額				0
審査支払手数料1件あたり単価	52	52	52	
審査支払手数料支払件数	11,608	11,734	11,861	
保険料収納必要額(K)				695,792,759
予定保険料収納率(L)		98.60%		

保険料(基準額) : $K \div L \div 10,889人 \div 12か月$	5,400円(推計値)
--	-------------

(9) 第1号被保険者で賄う介護保険料収納必要額

◎ 令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの介護保険事業費見込額から第1号被保険者で賄う保険料収納必要額は、次のように算出します。

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの介護保険事業費見込額 3,308,258,393円 (A)+(B)
×
第1号被保険者で賄う保険料の標準割合 23.0%
第1号被保険者保険料負担分相当額 760,899,430円 (C)
+
調整交付金相当額 162,839,328円 (D)
-
調整交付金見込額 227,946,000円 (H)
+
財政安定化基金拠出金見込額 0円 (I)
+
財政安定化基金償還金 0円
-
準備基金取崩額 0円
令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの保険料収納必要額 695,792,759円 (K)

※小数点以下は四捨五入して表記。

(10) 保険料(基準額)の算定

◎ 令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの保険料収納必要額から第1号被保険者の保険料(基準額)を算出すると、次のようになります。

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの保険料収納必要額 695,792,759円 (K)
÷
予定保険料収納率 (令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの平均予定収納率) 98.60% (L)
÷
補正第1号被保険者数 10,889人 ※補正第1号被保険者数とは65歳以上を所得に応じて1段階から9段階に分けて各段階の割合に被保険者数を乗じて算出します。例えば、1段階の割合は0.5なので被保険者数も0.5人換算し、9段階の割合は1.7なので被保険者数も1.7人換算します。
年額 64,804円(基準額) ※ 64,804円÷12か月≒5,400円(1か月あたり保険料)

※小数点以下は四捨五入して表記。

(11) 所得段階別保険料

◎ 本計画期間における所得段階別保険料は、以下のとおりとします。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.5 (0.3) ※	32,400円 (19,440円) ※
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.75 (0.5) ※	48,600円 (32,400円) ※
第3段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75 (0.7) ※	48,600円 (45,360円) ※
第4段階	・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	0.9	58,320円
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円を超える方	1.0	64,800円
第6段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額120万円未満の方	1.2	77,760円
第7段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額120万円以上の方	1.3	84,240円
第8段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額210万円以上の方	1.5	97,200円
第9段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額320万円以上の方	1.7	110,160円

※第1号被保険者の保険料は、被保険者本人の所得の状況と世帯の課税状況により、条例によって9段階に分けられています。

※低所得者に対する保険料軽減措置により公費が投入され、負担割合の引き下げによる保険料の軽減があります。

(12) 介護保険料基準額（月額）の内訳

◎ 本計画期間中の介護保険料基準額（月額）の内訳は以下のとおりです。

区 分	第7期		第8期	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
総給付費	4,684円	85.1%	4,887円	90.5%
在宅サービス	2,039円	37.1%	1,955円	36.2%
居住系サービス	612円	11.1%	715円	13.2%
施設サービス	2,032円	36.9%	2,216円	41.0%
その他給付費	387円	7.0%	339円	6.3%
地域支援事業費	221円	4.0%	175円	3.2%
財政安定化基金（拠出金見込額+償還金）	211円	3.8%	0円	0.0%
市町村特別給付費等	0円	0.0%	0円	0.0%
保険料収納必要額（月額）	5,503円	100.0%	5,400円	100.0%
準備基金取崩額	0円	0.0%	0円	0.0%
保険料基準額（月額）	5,500円	—	5,400円	—